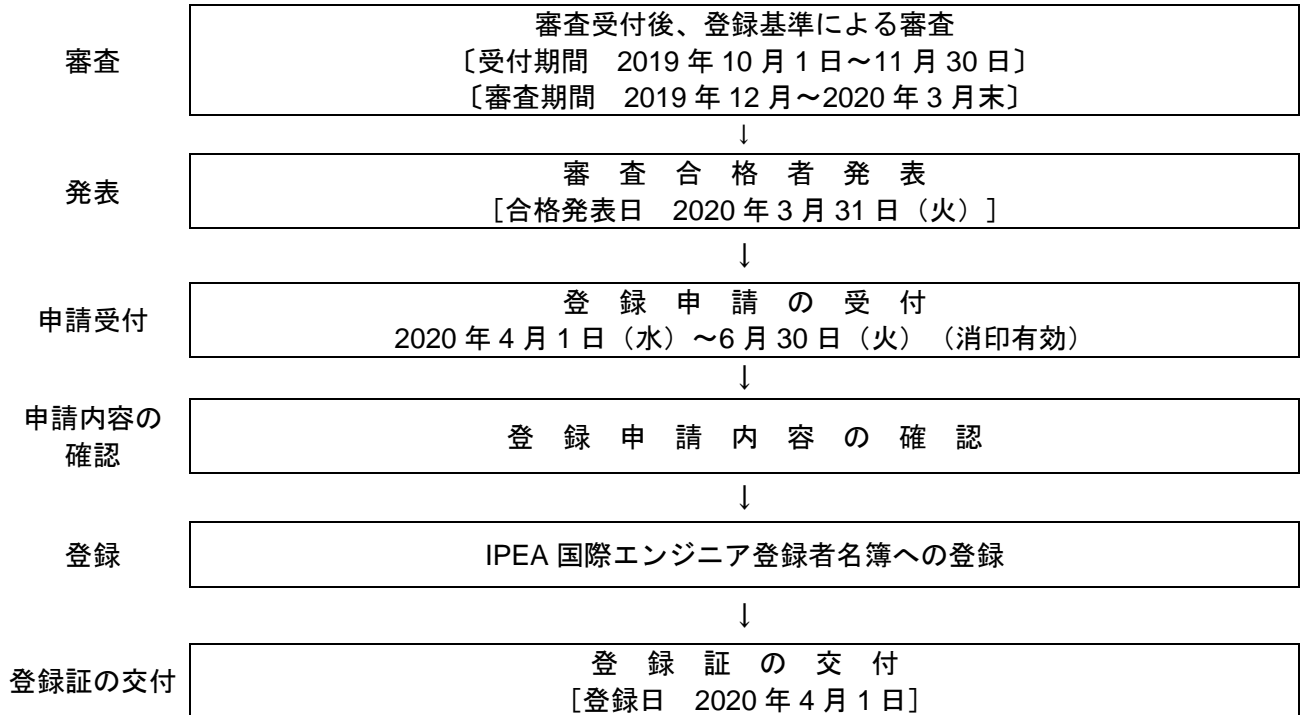


# IPEA 国際エンジニア（建築構造技術者）登録案内

2020年3月

IPEA 建築エンジニア資格委員会事務局  
公益財団法人建築技術教育普及センター

## 1 IPEA 国際エンジニア登録スケジュール



## 2 登録申請手続き

### （1）登録申請書の受付

- ① 受付期間 2020年4月1日（水）～6月30日（火）
- ② 受付場所 IPEA 建築エンジニア資格委員会事務局  
公益財団法人建築技術教育普及センター 企画部  
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル
- ③ 登録対象者 2020年3月31日（火）に発表された審査合格者
- ④ 申請方法 ・上記受付場所へ申請書類を同封の上、簡易書留郵便により送付して下さい。（普通郵便で紛失等の場合の責任は負いかねますのでご了承下さい。）
- ⑤ 注意事項 ・登録申請は、締切日の消印のあるものまで有効です。  
・登録申請書の記載内容に不備があるものは、受け付けない場合があります。  
・受付期間中に登録手続きが行われなかった場合、審査の合格判定結果は失効します。従って、受付期間内に登録申請を行わない場合、理由の如何を問わず登録を受けることができなくなりますので、注意して下さい。

### （2）登録手数料 7,700\*円

（\*但し IPEA 国際エンジニアの審査申請の前提となる APEC エンジニアの登録有効期限が 2023 年 4 月 1 日までに満了する場合は 3,850 円。ご不明な場合は合格通知文書をご確認ください。）

一旦収納した登録手数料は、前記の場合を除き、返還しません。

### (3) 登録申請に必要な書類

① IPEA 国際エンジニア（建築構造技術者）登録申請書（様式1）

② 振替払込請求書兼受領証のコピー（2020年4月1日から6月30日までの日付印のあるもの）

登録手数料をゆうちょ銀行又は郵便局に備え付けの払込取扱票により、ゆうちょ銀行の下記口座に払い込んで納付し、その際発行される振替払込請求書兼受領証のコピーを「IPEA 国際エンジニア（建築構造技術者）登録申請書」裏面に貼付して下さい。

なお、振込手数料は申請者の負担とし、領収書は振替払込請求書兼受領証をもって代えます。

口座番号 00140-2-184032

加入者名 公益財団法人 建築技術教育普及センター

## 3 IPEA 国際エンジニアの登録

### (1) 登録の基準

次のいずれかに該当する方は、登録を受けることができません。

① 2020年6月30日（消印有効）までに登録の申請を行わなかった者

② 一級建築士の免許の取消しを受けている者

③ 一級建築士の業務の停止を命ぜられている者

なお、APEC エンジニアの登録が取り消された場合、IPEA 国際エンジニアの登録も取り消されます。

### (2) 登録の有効期間

現在登録（あるいは同期間にて新規登録または更新登録予定）されている APEC エンジニアの登録期限まで。

### (3) 登録証の交付

登録者には、IPEA 国際エンジニア登録証が交付されます。

なお、2020年3月31日に合格した方の登録証の発行日は、登録申請日に係らず、2020年4月1日となりますのでご注意ください。

### (4) 登録者名簿

登録者は、IPEA モニタリング委員会\*（以下、「モニタリング委員会」という。）で管理する IPEA 国際エンジニア登録者名簿に必要な事項が記載されます。

関係機関の問合せ等があった場合においては、モニタリング委員会が管理する IPEA 国際エンジニア登録者名簿を提示します。

また、報道機関等からの問合せがあった場合、建築構造技術者の分についてはセンターが、登録者の登録番号、氏名、現住所（市町村名）について開示します。

なお、APEC エンジニアの登録内容と IPEA 国際エンジニア登録申請書の内容に差異がある場合は、現在の APEC エンジニアの登録内容を IPEA 国際エンジニア登録申請書の内容に修正いたします。

※IPEA 国際エンジニアの審査・登録を行うための委員会

## 4 登録の抹消

### (1) 次のいずれかに該当する場合は、登録が抹消されます。

① 登録の有効期間が満了したとき（更新の登録を受けた場合を除く。）

② 一級建築士免許の取消しを受けたとき（免許の取消しを受けたときは、速やかにその旨を事務局に届け出て下さい。）

③ 一級建築士の免許の取消しが判明したとき

④ 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき

### (2) 次のいずれかに該当する場合は、登録が抹消される場合があります。

① 登録申請書の記載事項のうち氏名、現住所又は勤務先の名称（同一勤務先内で所属部署の変更があった場合は除きます）について変更を生じた場合で、正当な理由がなく 30 日以内にその届け出を怠ったとき

② 一級建築士の業務の停止を命ぜられたとき

③ 一級建築士の業務の停止が判明したとき

④ 業務に関し不誠実な行為を行ったとき

## 5 変更等の届出

次の場合には、30日以内にIPEA建築エンジニア資格委員会事務局に届け出て下さい。

① 登録申請書の記載事項のうち氏名、現住所又は勤務先の名称（同一勤務先内で所属部署の変更があった場合は除きます）について変更が生じたとき

- ・登録内容変更届は、当センターホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>) からダウンロードできます。
- ・氏名に変更があった場合は、登録証の再交付申請もして下さい。
- ・この届出を怠ると、次回更新の案内等ができませんので、忘れずに届け出て下さい。

② 一級建築士の免許の取消しを受けたとき

③ 一級建築士の業務の停止を命ぜられたとき

\*IPEA国際エンジニアの変更の届出を行う際には必ず同時にAPECエンジニアの登録の変更の届出も行ってください。

## 6 登録証の再交付・返納

### (1) 再交付

① 記載事項のうち氏名に変更が生じた場合、汚損した場合または紛失した場合には、登録証を再交付します。その場合、次のものを提出して下さい。

- (i) 再交付申請書
- (ii) 郵便振替払込請求書兼受領証の写し

上記に加え、

- ・記載事項のうち氏名に変更が生じた場合、変更前の登録証、戸籍抄本（又は謄本）及び登録内容変更届を提出して下さい。
- ・汚損した場合、汚損した登録証を提出して下さい。

なお、後日紛失したものを発見した場合は、速やかに返納して下さい。

② 再交付に必要な費用

- ・登録証再交付手数料 1,100円（うち、消費税額100円）
- ・郵送料（簡易書留） 460円

再交付手数料及び郵送料の合計額（1,560円）を、ゆうちょ銀行又は郵便局に備え付けの払込取扱票によりゆうちょ銀行の下記口座に払い込んで下さい。（払込の際にかかる手数料につきましては、申請者のご負担でお願いします。）

口座番号 00140-2-184032

加入者名 公益財団法人 建築技術教育普及センター

なお、領収書は郵便振替払込請求書兼受領証をもって代えさせていただきます。

③ 申請方法

事務局へ電話連絡した後、上記①のうち該当するものを提出して下さい。再交付申請書及び登録内容変更届は、当センターホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>) からダウンロードできます。

提出先：IPEA建築エンジニア資格委員会事務局

公益財団法人建築技術教育普及センター

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル

### (2) 返納

有効期間満了前に登録が抹消された場合には、速やかに登録証を返納して下さい。

## 7 登録の更新

IPEA国際エンジニアであり続けるためには、登録の有効期間満了までに更新の審査に合格するとともに、その登録を行う必要があります。登録の更新その他の手続きは事前にご案内します。また、APECエンジニアがIPEA国際エンジニア登録の前提となるため、IPEA国際エンジニアの更新と同時に必ずAPECエンジニアの更新を行ってください。

### (1) 審査方法

審査は、IPEA 国際エンジニアの 7 要件のうち「継続的な専門能力開発 (CPD) を満足すべきレベルで実施していること」について、IPEA 建築エンジニア資格委員会が受理した審査申請書をもとに行います。

### (2) CPD の実施

CPD は、継続的に専門能力を開発していくことを目的としていますので、毎年バランスよく行うように努めて下さい。

<登録の更新に必要な CPD 時間数>

原則、次回の更新審査申請時より遡った 5 年間に 250 時間 (目安として 1 年で 50 時間)

なお、CPD の対象となるプログラムと CPD 時間数等の詳細については、当センターホームページをご覧ください。

### (3) CPD の記録と保管

CPD 記録及び建築構造業務記録については、登録更新を行う IPEA 国際エンジニアの登録の前提としている APEC エンジニアの登録更新申請に提出されたデータを使用しますので、IPEA 国際エンジニアの登録更新申請においては提出不要です。

## 8 その他

IPEA 国際エンジニア協定加盟各国は、相互にその審査、登録の方法等について監査を行うこととしております。わが国が監査対象となった場合、登録者に追加資料のご提出をお願いする場合があります。

## 9 問合せ先

IPEA 建築エンジニア資格委員会事務局

公益財団法人建築技術教育普及センター 企画部

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル

Tel 03-6261-3310 Fax 03-6261-3320

当センターのインターネットホームページにおいて、必要な関係情報を提供しています。

<https://www.jaeic.or.jp/>